

令和8年度 石川児童クラブ「夏休み期間」利用のご案内

本町では、就労等により昼間、保護者のいない家庭における児童の育成支援を図るため、遊びを主とした健全育成活動を行う児童クラブを夏休み期間も開設しています。

つきましては、下記の内容をご確認のうえ、夏休み期間に児童クラブの利用を希望する方は、お申込みくださいますようお願いいたします。

- 1. 対象児童** 小学校1年生から6年生までの児童で、夏休み期間において、保護者等が就労等により、昼間家庭にいない児童
- 2. 開設日時** 令和8年7月21日（火）から令和8年8月24日（月）まで（夏休み期間）
※お盆期間8月12日～16日、日曜日・祝日を除く
午前7時30分から午後6時00分まで（最大延長：午後6時45分）
※土曜日は、午前7時45分開設です。
※利用希望者がいる場合のみ、午後6時45分まで延長して開設します。
- 3. 開設場所** 文教福祉複合施設（モトガッコ）内児童クラブ室および石川小学校内（予定）
- 4. 利用料** ・夏休み期間のみ利用の方：4,500円（利用料4,000円、登録料500円）
・現在、利用中で夏休み期間も利用の方：月額 3,000円 ※口座振替
※延長利用料 日額 200円（午後6時00分～午後6時45分まで）
- 5. 保険** 一般財団法人児童健全育成推進財団【児童クラブ共済制度】に加入します。
- 6. 申込方法** 【夏休み期間のみ利用希望の方（児童クラブを利用していない方）】
以下の書類を期限までに石川町役場教育課 幼児保育係へご提出ください。
①児童クラブ利用申請書、②家庭調査票（申請書裏面）、③就労証明書等
※申請に必要な添付書類（裏面）は、保護者（父・母）及び同居している祖父母（世帯分離でも同一敷地内を含む）分が必要です。
※申込に必要な書類等は、石川町役場教育課または、児童クラブでお受け取りください。（町ホームページからもダウンロードできます）
【児童クラブ利用中の方（夏休み期間も継続して利用する方）】
児童クラブから「児童クラブ利用確認書」を配付します。夏休み期間の利用有無を記入し、期限までに児童クラブへご提出ください。
※利用申請書等（①・②・③）の書類提出は必要ありません。
※夏休み期間、児童クラブを利用しない場合は、8月分利用料の負担はありません。
- 7. 申込期限** 令和8年6月12日（金） ※期限厳守（申込みは先着順ではありません。）
- 8. 提出先** 石川町役場3階 教育課 幼児保育係（児童クラブ利用中の方は、児童クラブ）
- 9. 決定通知** 7月上旬までに審査結果を通知いたします。
- 10. その他** 申込・利用については、必ず裏面の注意事項をご確認ください。
- 11. 問合せ先** 石川町教育委員会 教育課幼児保育係 TEL0247-26-0811
石川児童クラブ TEL0247-26-9151・携帯090-8926-1623

【申込に関する注意事項】

- ・現在、児童クラブ利用中の方と夏休み期間のみ新規で利用する方の申込み方法が違いますので、ご注意ください。
- ・夏休み期間のみ利用する方は、利用申請書、※必要添付書類の提出が必要です。
すべての書類が揃った時点で申込みを受付けますので、下の※必要添付書類をご確認のうえ、申込書類に不備がないよう提出願います。事情により期限までに書類が揃わない場合は、事前に問合せ先までご連絡ください。
- ・必要添付書類は、保護者（父母）および同居の祖父母（世帯分離、同一敷地内を含む）分が必要です。
- ・就労証明書は、勤務先の事業所に記入をお願いします。個人事業主（自営業）の場合は事業主の方が記入してください。
- ・現在、児童クラブを利用中の方は、夏休み期間の利用有無を確認するため、児童クラブから「児童クラブ利用確認書」を配付しますので、本利用申請書等の書類提出は必要ありません。
- ・児童クラブは、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童が、保護者が帰宅するまでの時間を過ごす場所として開設しております。利用要件に該当しない場合は、利用できませんのでご理解くださいようお願いします。

※必要添付書類

	要件	必要添付書類
1	就労(内定を含む会社員・自営業)の場合	就労証明書(所定の用紙に勤務先で証明を受けてください)
	就労(農業)の場合	農業従事確認書(農業委員会で確認を受けてください) ※確認書は、教育課幼児保育係にあります。
2	求職中の場合	申込時点での書類添付は不要です。 ただし、2ヶ月以内に就労を開始し、1の証明書を提出してください。
3	就学の場合	①在学期間の記載のある在学証明書の写し ②時間割表等の写し
4	障がいの場合	手帳の写し
5	疾病・負傷や看護・介護の場合	①疾病・看護等確認書(担当地区民生委員の確認が必要です。) ②疾病等であることや介護を必要とすることを証明できるもの(診断書、手帳、介護保険被保険者証の写しなど)

※上記に定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合があります。

【利用に関する注意事項】

- ・児童クラブは、児童の安全のため、原則として保護者の方の送迎をお願いします。
(児童クラブ開設時間内の送迎をお願いします。)
- ・土曜日の利用についても、昼間就労等で保護者等が不在となるご家庭を対象にしており、買い物や兄弟姉妹の部活動など行事等を理由とした利用はできません。
なお、届出の際に、就労状況等の確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・児童クラブは、集団生活を行う場です。自分勝手な行動は、事故やトラブルの原因になることがありますので、支援員の指示や児童クラブの決め事を守って生活できるよう、ご家庭での指導をお願いします。他の児童の利用に支障をきたす場合は、利用をお断りすることがあります。